

# 生物多様性対策について

生物多様性地域戦略を策定している自治体はまだまだ少ない。平成 26 年 2 月末現在で、都道府県で 26 団体、政令市 11 団体、その他市町村 22 団体しかない。平成 25 年 3 月末に比べ、数団体が策定したのみで、あまり増加率も高くない。

## 生物多様性地域戦略の策定状況

### ●都道府県(26)

北海道、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、石川県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県、山口県、徳島県、福井県

### ●政令指定都市(11)

札幌市、さいたま市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市

### ●市区町村(22)

流山市(千葉県)、高山市(岐阜県)、柏市(千葉県)、和泉市(大阪府)、明石市(兵庫県)、岡崎市(愛知県)、黒松内町(北海道)、礼文町(北海道)、大田区(東京都)、高島市(滋賀県)、西宮市(兵庫県)、宝塚市(兵庫県)、佐渡市(新潟県)、葛飾区(東京都)、北広島町(広島県)、小山市(栃木県)、千代田区(東京都)、厚木市(神奈川県)、加西市(兵庫県)、篠山市(兵庫県)、豊岡市(兵庫県)、豊田市(愛知県)

出所 : [http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local\\_gov/local/decision.html](http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/decision.html)

生物多様性基本法では、『地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。(27条)』と、どこかで見たことのあるような総合的かつ計画的な取組を明示している。環境省では、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進するため、「生物多様性地域戦略策定の手引き」を作成し、戦略策定と生物多様性対策の推進を指導している。また、「生物多様性国家戦略 2012-2020」においても、『生物多様性を社会に浸透させる』ことが生物多様性施策の5つの基本戦略の一つに挙げられ、平成32年までに、全ての都道府県が生物多様性地域戦略を策定することを目指している。現時点で 26 団体なので、ワケアリ都道府県を除けば、戦略策定団体数の目標は達成できるだろう。

しかし、市町村等が、主体的・積極的に生物多様性地域戦略を策定するには、もう少し工夫が必要だ。戦略策定団体の東京都大田区は、環境基本計画の中に、『なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」を包含します。また、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を包含します。』と、兼務計画として対処している。

このような効率的な計画策定も工夫のひとつだろう。

しかし、生物多様性に関しては、現状が分っていない事が最大の課題だ。その地域にどのような生物が生息しているのか。知っているようで知らない。あるいは、全てを知り尽くしているわけではない。先に示した手引きでは知っていることだけでつくればいいよ、と書いてあるものの、書きぶりには注意を要するだろう。その意味では、環境基本計画と兼務計画として、当面の取組として、地域の生物データブックをつくることに注力するのも良いのかも知れない。

(平成 26 年 9 月 鈴木明彦)

株式会社 知識経営研究所

〒106-0045 東京都港区麻布十番 2-11-5 麻布新和ビル 4F

TEL: 03-5442-8421

FAX: 03-5442-8422

Eメール : info@kmri.co.jp

## 以下は、株式会社パデセア社からのメルマガです。

### ニホンウナギ、絶滅危惧種に指定 —国際自然保護連合（IUCN）レッドリスト 2014 年版—

国際自然保護連合（IUCN）は、6月12日、絶滅のおそれがある野生生物を指定するレッドリストの最新版（2014年版）を発表し、ニホンウナギを絶滅危惧種に指定しました。環境省がまとめる日本版「レッドリスト」でも、昨年、野生での絶滅の危険性が高い絶滅危惧種に登録しています。

今回のIUCNの指定で、国際的にも保護が必要な種として認定されたこととなります。

#### 1. 国際自然保護連合（IUCN）とレッドリスト

国際自然保護連合（IUCN）は、1948年に設立された世界最大の自然保護機関で、国家、政府機関、非政府機関で構成されています。本部はスイスにあり、日本も加盟しています。

IUCNは、世界の絶滅のおそれのある動植物をリストにした「レッドリスト」を作成しています。1986年に第1版を刊行、2006年以降は毎年更新しています。

IUCNレッドリストは、生物の生息状況や個体数減少の原因などを科学的に検証したうえで、生物種を「絶滅」、「野生絶滅」、「絶滅危惧種（3段階）」、「準絶滅危惧」、「軽度懸念」及び「情報不足」の8段階に分類しています。

2014年版のIUCNレッドリストは、約74,000種の野生生物種を評価し、そのうち22,000種を超える野生生物種を絶滅危惧種と指定しています。2013年版より約800種増加しました。

今回のIUCNレッドリストでは、2014FIFAワールドカップのマスコット、ブラジルの固有種ミツオアルマジロが「絶滅危惧種」に指定されていましたが、再評価されそのまま残りました。

#### 2. ニホンウナギの絶滅危惧種登録

ニホンウナギは、IUCNレッドリストで絶滅危惧種として評価されましたが、3段階ある絶滅危惧種の中で2番目に深刻度が高い「絶滅危惧種IB類」に登録されました。

一つの生物が最近3世代で50%以上減少したと推定されるケースで、「近い将来に野生で絶滅する危険性が高い」ことを示しています。IUCNは原因として、乱獲のほか、コンクリート護岸やダム建設で生息環境が失われたことや、海流変化により稚魚の来遊が減ったこと等を挙げています。

今回の登録は漁獲禁止などの法的な強制力はありませんが、世界から保全を求める声が高まることは必至と思われます。IUCNレッドリストは、野生生物の国際取引を規制するワシントン条約の保護対象を決める重要な科学的根拠となるため、2016年に開かれるワシントン条約締約国会議で、輸出国の許可を義務付けるなどの新たな規制が検討される可能性があります。

ニホンウナギに先じてヨーロッパウナギは、最も絶滅の危険性が高い絶滅危惧種IA類に分類され、ワシントン条約により2009年から国際商取引の規制が始まっています。

#### 3. ニホンウナギについて

ニホンウナギは、日本をはじめとする東アジア地域に分布するウナギで、古くから食材として利用されてきました。太平洋のマリアナ海溝近くで産卵、ふ化した稚魚（シラスウナギ）が黒潮に乗って東アジアの台湾、中国、韓国、日本の沿岸に回遊し、河川や湖沼で成魚になり、産卵期には再び海に出て産卵することが知られています。

稚魚や親ウナギの漁獲量は、黒潮の流れによって変動はあるものの長期的には激減しています。農林水産省の統計によると、国内の稚魚（シラスウナギ）の漁獲量は、50年前の最盛期には230トンを超えていましたが、年々少なくなり2013年は5.2トンにまで減ってしまいました。一方、天然の親ウナギも1970年代頃までは2,000～3,000トンでしたが、2013年は134トンに落ち込みました。

私たちが通常食べているウナギのほとんどは、天然のシラスウナギを捕獲して、それを養殖したものです。卵から安全に養殖する技術は確立されておらず、現在のウナギ消費は養殖で成立しているのが現状です。

#### 4. ニホンウナギ資源回復に向けた動き

今回の登録を受け、環境省は、「全国の河川で6月から2年間位かけて、生態の実態、生息状況の調査を行い、その保全や再生の方策を検討し、ガイドラインとしてとりまとめる」ことを表明しました。また、農林水産省は「シラスウナギの漁獲量は低迷しており、対策が急務。完全養殖の実用化に向けた技術開発を加速する一方、東アジア諸国と協議して、稚魚の管理に力を入れる」考えを示しました。

日本は世界のウナギ消費量の7割を占めているといわれています。ウナギの資源回復に日本は最も大きな責任を持っていることを自覚し、養殖技術の確立や持続可能な資源管理の国際的な仕組みづくりに、積極的に貢献することを期待します。

また、私たち日本人はウナギ資源が回復するスピードを超えて、ウナギを食べ続けたこととなります。私たち消費者も問われています。伝統的な日本の食文化を次世代に残すためにも、食のあり方の見直しも求められています。

以 上

文責 黒柳 要次

P.D.C.A. (株)パデセア

千代田区麴町2-12-1 グレンパーク 半蔵門303

TEL 03-5226-6721 FAX 03-5226-6723

e-mail : [info@pdca.co.jp](mailto:info@pdca.co.jp) <http://pdca.co.jp/>